

五 固定歩合ヲ本給ニ繰入ル、ト

六 使用工具ヲ豊富ニスル、ト

七 三階ニ便所洗面所ヲ設ケル、ト

八 雑工給仕ヲ増負スル、ト

九 交渉経過

右要求ヲ本月九日工場長ニ提出シタル後今課所屬職
工等ハ急業状態トナリ今日ニ及ヒタルカ昨十五日午
後ニ時職工側代表竹島松次郎外五名ハ工場長ト會見
左ノ回答ヲ受ケタルカ代表等ハ之ヲ一般ニ計ルヘシ
ト答ヘ會見ヲ終レリ

記

一 調整課ニテ取扱フ他工場ヨリノ製品ニ對シテハ主

任ハ之ヲ検査シ尚且ツ調整課以外ノ過失ノ為ニ製
品不良トナリタル場合ハ割増金ヲ支給ス

二 工場内ノ仕事場中最モ廣キ場所ヲ仕切ル、ト、シ
其他ハ主任ト工場長ト相談ノ上實行スヘシ

三 素人エト熟練エトノ問題ニ關シテ充分考慮ノ上意
見ニ割ラ様ニスル

四 奨励金引上ニ就テハ應ニ難シ

五 固定給ハ既ニ本給ニ繰入レツ、アリ

六 工具ハ貸共制度ヲ完全ニシ差支ナキ様貸共スヘシ
七 便所ノ設置ハ警視廳ニ申請ノ上設備スヘシ

八 洗面所右同前

九 雑工給仕ハ經費ノ關係上増負スル敢ハサルモ可成